

## 無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

### ★ 事業主体

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等

間接補助事業者：民間事業者

### ★ 事業の目的および概要

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

### ★ 対象とする要件等

光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等（これらに附帯する施設を含む）

- ・光ファイバ以外の整備要望（FWA、CATV（HFC）等）は対象外
- ・無線局エントランスまでが補助対象であり、家庭への引き込み線は補助対象外

※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。

### ★ 財政支援措置

#### ①離島

2／3（自治体）

1／2（第3セクター・民間事業者）

#### ②離島以外の条件不利地域

1／2（財政力指数0.5未満の自治体）

1／3（財政力指数0.5以上の自治体・第3セクター・民間事業者）

### ★ 留意事項等

補助の対象となる地域は、以下の条件を満たす地域とする。

- ・過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域

### ★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町
- ・令和2年度 若狭町、美浜町、小浜市

## 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

所管省庁等：総務省

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

### ★ 事業主体

地方公共団体 ←基地局施設、伝送路施設（設置）

無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者 ←伝送路施設（運用）、高度化施設

### ★ 事業の目的および概要

電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するために、地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者が高度化施設や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。

### ★ 対象とする要件等

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）

### ★ 財政支援措置

- ①-1 基地局施設整備事業（エリア外での整備）（事業主体：地方公共団体）  
圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助  
補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社の場合1/3）
- ①-2 基地局施設整備事業（1社による既エリア地域での整備）（事業主体：地方公共団体）  
携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助  
補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社の場合1/2）
- ② 伝送路施設設置事業（事業主体：地方公共団体）  
圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助  
補助対象経費の2/3（離島以外の場合、1/2）
- ③ 伝送路施設運用事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）  
圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助  
補助対象経費の2/3（100世帯以上300世帯未満の場合1/2）
- ④ 高度化施設整備事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）  
3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助  
補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

※基地局整備事業については、市町が実施する「無線通信用施設及び設備を設置する事業」について、県の予算の範囲内において、補助対象経費の15分の2に相当する額を上乗せ補助

### ★ 過去の事例等

（直近5年間の実績を交付決定年度別に記載。）

- ・平成29年度 福井市（吉山・別畑）

# デジタル活用支援員推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

## ★ 事業主体

民間企業（携帯キャリア、地元 ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等）等

## ★ 事業の目的および概要

デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に関する不安のある高齢者等の解消に向けて、オンライン行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等を実施する「デジタル活用支援」を講習会という形で全国的に実施。また、携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、助言・相談等を実施する「デジタル活用支援員」の全国的な派遣を実施。

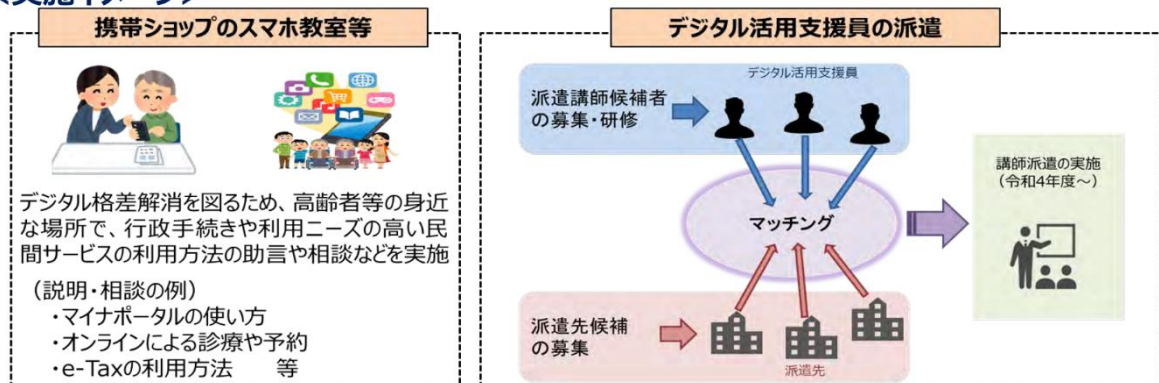
## ★ 財政支援措置

本事業は総務省との請負契約となる予定

## ★ 過去の事例等

- ・令和2年度 福井 ICT 推進協議会、福井市デジタル活用推進協議会
- ・令和3年度 グラス IT フィールズ(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ(株)、(株)ヒューマンデザイン

## <実施イメージ>



## 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による対災害性強化事業

旧事業名：ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

### ★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

### ★ 事業の目的および概要

「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要であり、災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要となる。このため、災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

### ★ 対象とする要件等

補助対象経費（下図の点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

### ★ 財政支援措置

- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

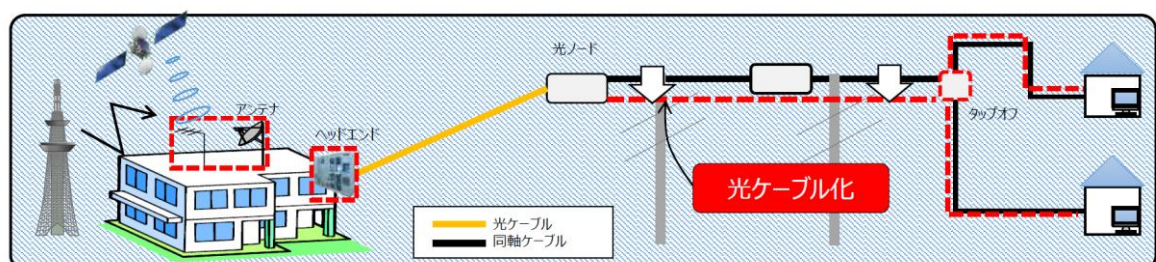
### ★ 留意事項等

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

### ★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町、越前町
- ・令和2年度 若狭町



# 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

## ★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

## ★ 事業の目的および概要

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について2ルート化等の支援を行う。

## ★ 対象とする要件等

補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備等

## ★ 財政支援措置

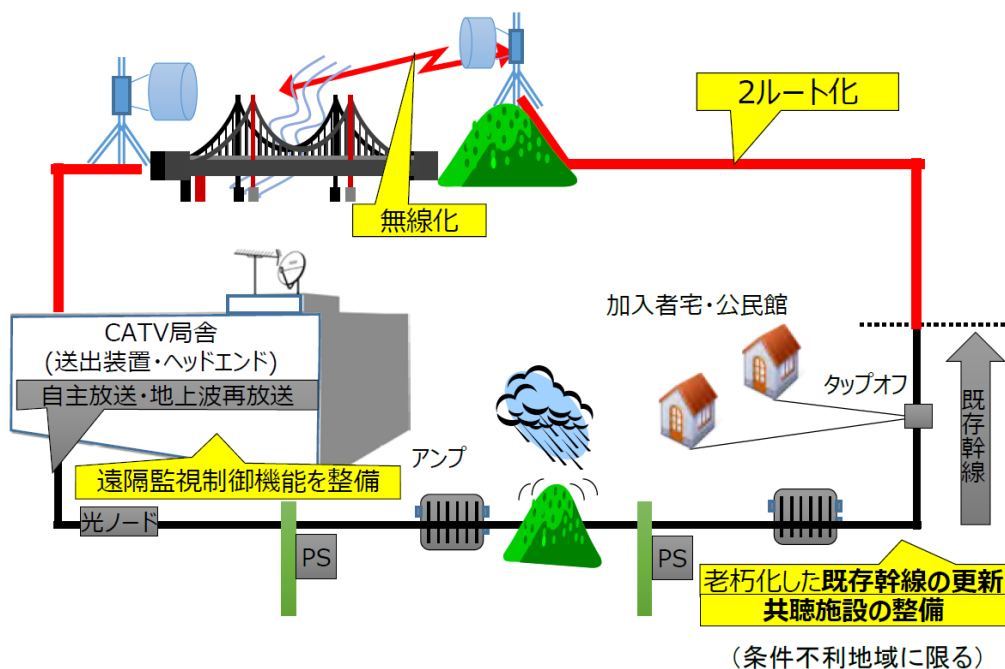
- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

## ★ 留意事項等

- ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
- ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
- ・監視制御機能の強化等

## ★ 過去の事例等

- ・令和2年度 美浜町



# 地域デジタル基盤活用推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

## ★ 事業主体

地方公共団体、企業・団体など

## ★ 事業の目的および概要

- ①計画策定：導入計画策定のコンサルティングを行う。
- ②実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化を行う。
- ③補助事業：地域の通信インフラの整備補助を行う。

## ★ 対象とする要件等

補助対象経費

- ①-A 解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討および立案までを支援
- ①-B 地方公共団体内における予算要求、②実証事業や③補助事業、その他の国の支援への申請・提案等にも活用できるような、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るための計画書の作成を支援
- ②ローカル5G、Wi-Fi HaLow, Wi-Fi6Eなどの新しい通信技術を活用して地域課題の解決を目指す先進的なソリューションアイデアの実用化に向けた実証
- ③デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す取組について、通信インフラなどの整備費用を補助

## ★ 財政支援措置

- ①支援先団体の費用負担はなし。
- ②総務省との請負契約となる予定（定額） 事業規模の目安（1千万円～1億円程度）
- ③補助率：1/2

## ★ 留意事項等

- ①1団体当たり3ヵ月程度の支援期間
- ②ネットワーク機器の購入費用は対象経費外
- ③企業・団体などが実施主体となる場合には、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

## ★ 過去の事例等

- ①令和6年2月頃 1次公募開始予定
- ②令和6年3月頃 1次公募開始予定
- ③令和6年3月頃 1次公募開始予定

# デジタル基盤改革支援補助金 (地方公共団体情報システムの標準化・共通化)

所管省庁等：総務省

所管：総務省自治行政局デジタル基盤推進室 ☎ 03-5253-5364

県主管課：未来創造部DX推進課 ☎ 0776-20-0267

## ★ 事業主体

地方公共団体（都道府県、市区町村）

## ★ 事業の目的および概要

地方公共団体が令和7年度末までに標準準拠システムへ計画的かつ円滑に移行し、住民の利便性向上および行政運営の効率化を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して、財源措置を講ずる。

## ★ 対象とする要件等

地方公共団体における基幹20業務システムの標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

### 1 補助対象経費

- ・調査等準備経費
- ・文字の標準化・データ移行等に要する経費
- ・環境構築に要する経費
- ・テスト・研修に要する経費
- ・関連システムとの円滑な連携に要する経費
- ・契約期間中における既存システムの整理に要する経費

### 2 補助対象外経費

- ・アプリケーション利用料やリース料等の運用経費
- ・事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費
- ・条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費
- ・地方公共団体職員に係る人件費
- ・地方公共団体職員に係る旅費
- ・諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）
- ・一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

## ★ 財政支援措置

補助率 10/10

※自治体の規模（人口規模）に応じ上限を設定

# 結婚支援市町応援事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：未来創造部 県民協働課 縁結び応援G ☎ 0776-20-0362

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

市町が行う出会いの機会の創出等を支援することにより、結婚を希望する若者を応援する。

## ★ 対象とする要件等

- 1 地域における結婚支援に係る取組の実施
- 2 結婚の機運醸成に係る取組の実施
- 3 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）の支援
- 4 3を実施する市町における、新たに婚姻した早婚夫婦に対する支援金

## ★ 財政支援措置

- 1 補助率：国3/4、市町1/4または国2/3、市町1/3  
補助上限：2,000万円（中核市）、1,000万円（市町）
- 2 補助率：国2/3、市町1/3または国1/2、市町1/2  
補助上限：4,500万円（中核市）、2,250万円（市町）
- 3 補助率：国1/2、市町1/2  
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、国2/3、市町1/3  
補助上限：30万円（1世帯当たりの交付額）  
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、40万円（1世帯当たりの交付額）
- 4 補助率：県10/10  
補助上限：40万円（1世帯当たりの交付額）



# 北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 新幹線建設推進課 技術調整 G  
☎ 0776-20-0748

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

北陸新幹線沿線集落の理解を促進するため、鉄道・運輸機構の機能補償工事や国・県の既存補助事業で対応できない地元要望に対し、市町が行う地元支援事業へ県が補助することにより、工事の促進を図る。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 対象事業：市町が策定する「北陸新幹線関連公共施設等整備計画」に位置付けられ、かつ、県が採択した事業
- (2) 対象市町：北陸新幹線の沿線市町（あわら市、坂井市、福井市、鯖江市、越前市、南越前町および敦賀市）
- (3) 対象集落：沿線集落
- (4) 事業期間：平成26～令和6年度（新幹線開業の1年後）

## ★ 財政支援措置

- ①道路、河川、公園施設、用排水施設等の整備・・・1/2以内
- ②集会施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・1/2以内
- ③分断された不整形農地の整備・・・・・・・・・・3/5以内

## ★ 留意事項等

- ・国または県の補助金等の財源を伴わない事業であること

## 並行在来線新駅設置支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0292

### ★ 事業主体

ハピラインふくい沿線市町、(株)ハピラインふくい

### ★ 事業の目的および概要

並行在来線の利用促進を図るため、市町や(株)ハピラインふくいが実施する新駅設置のための各種調査や駅施設整備等に要する費用の一部について支援する。

### ★ 対象とする要件等

新駅整備に必要となる以下の事業

- ①立地可能性調査
- ②基本設計
- ③詳細設計
- ④鉄道施設の工事

### ★ 財政支援措置

補助率：上記①、② 県1/2（市町1/2）  
上記③、④ 県1/3（市町1/3、国1/3）

### ★ 過去の事例等

令和2年度：福井市、鯖江市、越前市（立地可能性調査）  
令和4年度：(株)ハピラインふくい（武生-王子保間の新駅設置に係る基本設計）  
令和5年度：(株)ハピラインふくい（武生-王子保間の新駅設置に係る詳細設計）

# 並行在来線 駅まち 魅力づくり支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0292

## ★ 事業主体

ハピラインふくい沿線市町、(株)ハピラインふくい

## ★ 事業の目的および概要

駅の機能向上や交通結節機能の充実など交通利便性の向上、駅を中心としたまちづくりなど、並行在来線の利用者増加につながる取組みに対し支援する。

## ★ 対象とする要件等

### (1) 補助対象事業

駅機能や交通結節機能の充実など利用者増加に資する以下の施設等整備事業

※ まちづくりの一環として、国土交通省の都市再生整備事業の認定  
(または鉄道局等の補助)を受けて実施する事業

区分	施設等例 (新增設、延伸・拡張、改良含む)
駅舎関係	駅舎 (建替・大規模改修) 待合室 (トイレ、ベンチ、Wi-Fi 等の待合環境の整備含む) 改札口 (増設、IC改札機設置含む)
通路関係	こ線橋 (エレベーター含む)、自由通路
駅前広場関係	ロータリー バス・タクシー乗場 (乗場、上屋等) 駅前広場、公園 上屋・ベンチ・トイレ P & R 駐車場、自転車駐輪場 レンタサイクルステーション

### (2) 補助対象駅

- ・ 並行在来線区間の既存駅 (北陸新幹線併設駅を除く)
- ・ 並行在来線区間に新たに設置される駅

## ★ 財政支援措置

- (1) 補助率 県 1 / 2 (市町 1 / 2)
- (2) 補助上限額 1 億円 / 駅 (都市施設等の整備を伴う場合は 2 億円 / 駅)
- (3) 事業期間 令和 5 年度 ~ 令和 10 年度

# 生活バス路線維持対策事業（市町生活交通維持支援事業）

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

市町のバス運行を支援し、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

## ★ 対象とする要件等

補助対象路線は、次に掲げる要件に該当し知事が必要と認められた生活バス路線とする。

- 1 同一市町内を運行する路線
- 2 地域公共交通会議等で住民の生活に必要なと認められた路線

## ★ 財政支援措置

補助対象経費：市町が補助対象路線を運行するために要する経費（運賃収入または経常収益を除く）

補助率：1/2

補助限度額：市町内の道路実延長に基づき設定

## ★ 過去の事例等

17市町、204系統の運行への支援（R4）

# 次世代地域公共交通推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

## ★ 事業主体

市町、交通事業者等

## ★ 事業の目的および概要

I C T等の新しい技術や手法の導入を支援することにより、交通分野のD X化を推進、地域住民や来県者といった公共交通機関利用者の利便性向上を図る

## ★ 対象とする要件等

公共交通需要に応じた移動サービスの提供

- ・バスの位置情報等の運行情報提供に係るシステムの導入
- ・交通分野のD X化による利便性向上
- ・観光客需要に対応するためのA I等を活用した交通システムの導入
- ・ラストワンマイルの移動需要に対応するサービスの導入

## ★ 財政支援措置

補助対象経費：補助事業実施者が、上記の事業を実施するために支出した経費のうち、知事が適当と認めた経費

補助率：1/2

補助限度額：2,000千円

※複数市町で連携または市町域をまたいで実施する、広域連携事業については上限 3,000千円

## ★ 過去の事例等

令和5年度：敦賀市、大野市